

令和2年6月号

交 番 だ よ り

三 田 警 察 署
079-563-0110
三 田 駅 前 交 番

◆ 薬物乱用防止 ◆

～薬物乱用のない社会を～



令和元年中の県内における薬物事犯検挙人員は657人で、平成30年から8人減少していますが、過去5年でみると増加傾向にあります。

このうち覚醒剤事犯の検挙人員は378人で、全薬物事犯の約6割を占め、依然として高い需要が認められます。

また、大麻事犯の検挙者については265人で、多くが初犯者であり、30歳未満が約7割を占めるなど、若年層を中心に大麻乱用が増加しています。

悩まず、まず相談を

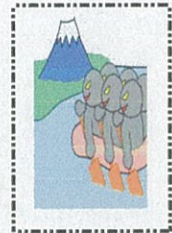
覚醒剤や大麻などの薬物に関する悩みや、
薬物の密売・乱用に関する情報は、迷わず
覚醒剤110番 (078) 361-0110
に相談してください。



◆ 不法就労・不法滞在防止のための理解と協力の確保 ◆

不法滞在者とは

- 不法残留者… 許可された在留期間を超えて滞在している外国人
- 不法入国者… 旅券を持たずに、あるいは偽造された旅券で入国した外国人
- 不法上陸者… 旅券は有効でも、上陸許可を受けずに上陸した外国人



不法就労とは

- 不法滞在者が働く場合
(例) 密入国した外国人や不法残留者の外国人が働く
- 出入国在留管理局から働く許可を受けていないのに働く場合
(例) 観光目的の旅行者や留学生として入国した外国人が許可を受けずに働く
- 出入国在留管理局から認められた範囲を超えて働く場合
(例) 外国料理店のコックとして働くことを認められた外国人が機械工場単純労働者として働く



確実な身分確認を

外国人を雇用する際には在留カードや旅券をよく見て、不法滞在者ではないか、働くことのできる在留資格であるか等を丁寧に確認してください。